

### 「東久留米市都市計画マスタープラン(素案)」に対するパブリックコメント(ご意見)を募集します

市では、将来のまちのあるべき姿や、その実現に向けての道筋を明らかにする「都市計画マスタープラン」の改定作業を進めており、このたび、素案を作成しましたので、市民の皆さんからのご意見を募集します。

【意見の提出方法】閲覧期間中に(必着、「東久留米市都市計画マスタープラン改定に関する意見」と明記して、住所・氏名・年代例20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代・90代・100代を記入の上、〒2003-8555、市情報コーナー(同一階)、中

役所都市計画課にて郵送(ファクス(470-7809)または電子メール(ostake@city.higashikurome.jp)で提出してください。 ※電話や来庁による口頭でのご意見は受け付けできません。お寄せいただいたご意見は、個人情報を除いた上で要約し、後日、市ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

### 介護保険制度 地域密着型サービス事業者を公募します

市では、要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるようにするため、「第8期(令和3年度～5年度)東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス事業者の公募を行います。

【公募の内容】下表の通り  
【公募要領と各種様式の配布】9月1日(水)から、市ホームページで取得できます。 【応募意向確認兼担当者連絡先票の受け付け】9月10日(金)午後4時までに、市ホームページから「応募意向確認兼連絡先票」を取得し、必ず事前に介護福祉課へ電話連絡の上、同課宛て電子メール(kagofukush@city.higashikurome.jp)より提出を。詳しくは同課介護サービス係 ☎470-7750へ。

### 指定収集袋(有料ゴミ袋)の減免申請を受け付けます

【対象者】次の①～⑥のいずれかに該当する世帯  
①生活保護を受給している世帯  
②身体障害者手帳1・2級の者が属する非課税世帯  
③愛の手帳1・2度の者が属する非課税世帯  
④精神障害者保健福祉手帳1級の者が含まれる非課税世帯  
⑤児童扶養手当または特別児童扶養手当受給世帯  
⑥老齢福祉年金受給世帯

【提出書類】手数料(減額)3・2117へ。

### 都の心身障害者医療費助成制度 マル障受給者証を更新します

マル障(心身障害者医療費助成制度)は、都の助成により、医療機関での自己負担保険診療分の一部または全部が免除される制度です。自己負担割合は、所得判定対象者(右下表の※参照)の住民税の課税状況により異なります(課税の方が1割、非課税の方が自己負担なし)。

【対象者】各種医療保険に加入している次の手帳をお持ちの方  
①身体障害者手帳1級・2級(内部障害は3級まで)  
②愛の手帳1度・2度  
③精神障害者保健福祉手帳1級

【申請に必要なもの】対象者の健康保険証、認め印(スタンプ式を除く)、前記①～③の健康保険証、認め印(スタンプ式を除く)、前記①～③の住民税の課税状況の証明書を添付して提出してください。

【申請に必要なもの】対象者の健康保険証、認め印(スタンプ式を除く)、前記①～③の健康保険証、認め印(スタンプ式を除く)、前記①～③の住民税の課税状況の証明書を添付して提出してください。

### 新しいマル乳・マル子医療証を送付します

現在、乳幼児医療費助成(マル乳)・義務教育就学児医療費助成(マル子)の医療証をお持ちで、現況届が省略になった方、または現況届を提出済みの方には10月1日(金)から使用する医療証を9月下旬に送付します。

【申請に必要なもの】対象児童の健康保険証の写し  
詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

### 新たに受給の対象になる方

これまで所得超過のためマル子の対象でなかった方、

表 マル障所得制限基準額

扶養親族等の人数	所得額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円
5人	550万4,000円

※所得判定対象者は受給者本人。ただし、マル障で20歳未満の方は、国民健康保険法の世帯主か社会保険の被保険者(本人が国民健康保険法の世帯主か社会保険の被保険者であれば20歳未満でも本人)。

義務教育就学児医療費助成所得制限限度額表 (3年10月以降) ※3年度(2年分)所得で判定

扶養親族等の数	所得額	扶養親族等の数	所得額
0人	622万円	3人	736万円
1人	660万円	4人	774万円
2人	698万円	5人	812万円

- 「所得」とは、給与収入のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額-10万円」、自営業者等で確定申告をしている方は、確定申告書の「所得金額」の「合計」の額です。
  - 配偶者控除(同一生計配偶者)を受けている場合は扶養親族等の数に含まれますが、配偶者特別控除に該当する配偶者は扶養親族等の数に含まれません。
  - 年少扶養(16歳未満)も扶養親族等の数に含まれます。
- ☆所得制限限度額に加算する金額
- 扶養親族等の数が6人以上の場合 1人につき 38万円
  - 老人扶養親族 1人につき 6万円
  - 70歳以上の同一生計配偶者 1人につき 6万円
- ☆所得額から控除できる金額
- 社会保険料相当額 一律 8万円
  - 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除 相当額
  - 障害者控除額 (普通)27万円 (特別)40万円
  - 寡婦控除額 27万円
  - ひとり親控除額 35万円
  - 勤労学生控除額 27万円

### 男女平等・共同参画に関するアンケート調査を実施します

市では、平成28年度に策定した「東久留米市男女平等推進プラン」の進捗状況を把握するとともに、次期計画策定の資料とするため、アンケートを実施します。調査は市内在住の18歳以上の方の中から2000人を無作為に抽出し、9月中旬に調査票を送付する予定です。調査票が届いた方は、ご協力をお願いいたします。調査結果は市ホームページなどで公表します。詳しくは生活文化課男女共同参画係 ☎470-7738へ。

### 東村山都市計画道路 3・4・11号線が開通します

現在、都が本市の南町で整備を進めている「東村山都市計画道路3・4・11号線」と「西東合都市計画道路3・4・9号線(西東京市)」が、9月10日(金)に開通します。



### 固定資産税の現況調査(土地)を行います

4年度の固定資産税・都市計画税の課税に当たり、土地の利用状況の調査を行います。調査は、市職員が市内全域を自転車で巡回し、更地だった土地に家屋が建築されるといった土地の利用状況の変化などについて、主に目視で確認を行います。詳しくは課税課土地資産税係 ☎470-7726へ。

### 土地・家屋の所有者が亡くなられた際の手続きについて

土地・家屋の所有者が亡くなって、相続人など新たな所有者が現れた場合は、書面提出済みの場合は不要です。その土地・家屋の現所有者であることをご確認ください。詳しくは課税課土地資産税係 ☎470-7726、家屋資産税係 ☎470-7727、所有者申告書」を提出する必要です。